入間市ヤングケアラー支援条例(案)

(目的)

- 第1条 この条例は、ヤングケアラーの支援に関し、基本理念を定め、市の責務並びに保護者、 学校、地域住民、関係機関の役割を明らかにすることにより、ヤングケアラー支援に関する 施策を総合的かつ円滑に推進し、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とする。 (定義)
- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるところによる。
- 2 ヤングケアラー 高齢、身体上又は精神上の障害、疾病等により援助を必要とする親族、 友人その他の身近な人に対して、日常的に、無償で介護、看護、生活上の世話その他援助を 提供する18歳未満の者をいう。
- 3 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する学校のうち、小学校、中学校及 び高等学校をいう。
- 4 地域住民 地域の住民、地域で活動を行う団体又は事業者をいう。
- 5 関係機関 介護、障害者及び障害児の支援、医療、児童福祉等に関する業務を行い、その 業務を通じてヤングケアラーに関わる機関をいう。

(基本理念)

- 第3条 ヤングケアラーの支援は、全てのヤングケアラーが個人として尊重され、心身の健や かな成長及び自立が図られるように行うこと。
- 2 ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーの意見を尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 3 ヤングケアラーの支援は、市、保護者、学校、地域住民及び関係機関がそれぞれの責務や 役割を果たすとともに相互に協力しながら一体的に取り組むことを基本とする。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条の基本理念に基づきヤングケアラーの支援に関する施策の推進にあたって は、計画に位置付けるとともに、計画の達成に努めなければならない。
- 2 市は、ヤングケアラーの支援の推進にあたり、保護者、学校、地域住民及び関係機関と相 互に連携し、福祉、医療、教育その他関連分野において総合的に取り組まなければならない。
- 3 市は、この条例の趣旨について地域住民等の理解を深めるため、広報活動その他必要な措 置を講じなければならない。

(保護者の役割)

第5条 保護者は、子どもの育成について第一義的責任があることを認識し、ヤングケアラー に対する理解を深めるとともに、子どもの意見を尊重しつつ、子どもが安心して過ごせる環 境の確保に努めなければならない。

(学校の役割)

- 第6条 学校は、日常的にヤングケアラーが関わる可能性があり、子どもの成長に重要な役割を担っていることを認識し、ヤングケアラーからの教育や福祉に関する相談に応じる体制を 整備し、関係機関と連携して適切な支援に努めるものとする。
- 2 学校は、ヤングケアラーを発見したときには、その健康状態、生活環境等を確認し、支援 の必要性の把握に努めるものとする。
- 3 学校は、ヤングケアラーの教育の機会を確保し、学ぶ環境づくりに努めるものとする。 (地域住民の役割)
- 第7条 地域住民は、ヤングケアラーが置かれている状況及びヤングケアラー支援の必要性に ついて理解を深め、ヤングケアラーが孤立することのないよう、安全で安心な地域づくりに 努めるものとする。

(関係機関の役割)

- 第8条 関係機関は、市が行うヤングケアラーの支援に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。
- 2 関係機関は、支援を必要とするヤングケアラーに対し、情報提供及び適切な支援機関への 案内、その他必要な支援に努めるものとする。

(相談体制の整備)

第9条 市は、ヤングケアラーが適切に相談を行うことができるよう、相談窓口や相談方法を 明確にし、それを広く伝えるとともに、必要な支援を行うための体制整備に努めるものとす る。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この条例は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

入間市ヤングケアラー支援条例の制定について

1 目 的

ヤングケアラー支援に関する基本理念、市の責務や保護者・学校等の役割を明らかにし、ヤングケアラー支援施策を総合的かつ円滑に推進し、社会全体で子どもの成長を支えることを目的とする。

2 背景

- 「埼玉県ケアラー支援条例」が、令和2年3月公布・施行。ヤングケアラー支援を含むケアラーの支援に関する基本理念が示された。
- 支援条例を受けて、令和3年から令和5年までを計画期間とする「埼玉県ケアラー支援 計画」が策定され、市町村においてもケアラー支援の取組が求められている。
- ・市長公約「入間市 RISE UP 宣言」において、ケアラー支援条例を制定し、孤立しない 地域社会づくりを進めるとしている。
- ・当市におけるヤングケアラーの存在及び実態を把握するため、本年度「入間市ヤングケアラー実態調査」を実施し、ヤングケアラーが一定数存在することが明らかになった。

3 現 状(入間市ヤングケアラー実態調査結果)

- ヤングケアラーの割合
 - 小学生(4~6年生)5.7%、中学生の4.1%、高校生(1・.2年生)4.1%
- 困った時に相談できるスタッフや場所や勉強のサポートなど、ヤングケアラーが支援を望んでいることが明らかになった。
- ケアによる影響はないと回答した児童生徒が多かったものの、体調に影響が出ている者 もいることが明らかになった。
- ヤングケアラーの認知度が低く、周知啓発が必要である。

4 条例制定の意義

- ヤングケアラー支援において、保護者と学校の役割は重要である。県条例に規定されていない保護護者の役割や学校の役割を詳細に規定することにより、支援の明確化を図る。
- ・第9条(相談体制の整備)において、身近な市の窓口において相談に対応していくことを規定し、支援の早期開始及び適切な支援につなぐことが必要である。
- 子どもの権利の尊重を基盤とし、支援を推進していくことを基本理念に明記することにより、ヤングケアラーの支援に特化した条例とする。

5 条例施行日

令和4年7月1日(金)を予定

6 スケジュール

月日	内 容
1月21日(金)	第5回児童福祉審議会
2月1日(火)	広報いるま 2/1 号にパブリックコメント実施を掲載
2月8日(火)~3月9日(水)	パブリックコメント実施
4月下旬	例規審查委員会
6月	定例議会に上程
7月1日(金)	施行

パブリックコメント実施のおしらせ

「入間市ヤングケアラー支援条例 (案)」 についてのご意見をお寄せください

令和3年7月に実施した入間市ヤングケアラー実態調査により、当市におけるヤングケアラーの存在及び実態が明らかになりました。

市では、ヤングケアラー支援施策を総合的、計画的に推進するため、行政・保護者・学校等の役割を明確にするとともに、相談体制の整備を図ることを規定する入間市ヤングケアラー支援条例を制定することとしました。この条例により、すべての子どもが心身ともに健やかに育つまちの実現を目指します。

この度、条例案がまとまりましたので公表します。ついては、条例案に対する 皆様の意見をお寄せください。多くの方からのご意見お待ちしております。

〔受付期間〕 令和4年2月8日(火)~令和4年3月9日(水)【必着】

[応募資格] 市内在住・在勤または在学の方、市内に事務所または事業所を有する個人・法人・その他の団体、市税の納税義務者、この条例に利害関係のある方

[閲覧場所] 市役所:2階 こども支援課・3階 市政情報コーナー 市民活動センター(イルミン内)、各公民館、図書館本館・西武分館、 健康福祉センター、青少年活動センター、児童センター 市公式ホームページ

[提出方法] 所定用紙(閲覧場所に用意)に必要事項をご記入の上、次の方法で提出 してください。

- ①上記閲覧場所に提出
- ②郵送、FAX、Eメールにより市役所こども支援課に提出 〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 入間市役所こども支援課 FAX番号 04-2965-0232 メールアドレス ir341011@city.iruma.lg.jp

【問い合わせ】 入間市役所 こども支援課TEL 04-2964-1111(内線2340・2342・2358)

※寄せられたご意見は、後日、市公式ホームページ等で、概要とそれに対する市の考え方を公表する予定です。なお、ご意見に対する個別回答は行いませんのでご了承ください。

入間市ヤングケアラー支援条例(案) に対する意見書

住所(所在地)	入間市 (学校•事業所名等)	氏 名		
	□市内在住 □市内に事業所	fを有す <i>。</i>	る ロ	市内在勤	口市内在学
区分	□市税の納税義務者(利	Ħ) 🗆	利害関係	者(内容:)

ページ・項目名	ご意見

- ※ご意見は、令和4年3月9日(水)までにご提出ください。閲覧窓口のほか、郵送・FAX・Eメールでのご提出も受け付けます。《締切日必着》
- ※収集した個人情報は、この利用目的以外には使用いたしません。

〔問い合わせ・提出先〕

入間市役所こども支援課

〒358-8511 入間市豊岡1-16-1 TEL.O4-2964-1111

(内線 2340・2342・2358)

E-Mail: ir341011@city.iruma.lg.jp FAX.04-2965-0232